

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

都道府県条例と
市町村条例②鹿児島大学法文学部法政策学科准教授
宇那木正寛

今回のポイント

今回は、都道府県条例と市町村条例との関係について、基本事項を解説しました。今回は、いわゆる暴力団排除の関する事務を例に、都道府県の条例と市町村の条例が同一事項を規律対象とする競合関係あるいは抵触関係にある場合、いずれの条例が適用されるかについて、前回の知識を使って検討しましょう。^(注1)

1 暴力団排除条例の意義及び内容

本稿で取り上げる暴力団排除条例とは、住民の安全、安心を守る観点から暴力団及びその構成員並びにその関係者（以下「暴力団員等」という。）を自治体契約の当事者から排除し、公共施設を暴力団員等が利用することを拒否し、暴力団事務所の立地を規制し、暴力団員等への利益供与を禁止し、暴力団等との経済取引を制限するなど複数の規制内容を含んだ地域における暴力団勢力の弱体化を目

指す条例です。

暴力団員等の社会経済活動に対する規制や排除は、国法レベルでは、平成3年に制定された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）があります。^(注2) 同法では、暴力団を反社会的な団体として法的に位置付け、暴力団員等の国民に対する不当行為や暴力団員等の利益となる諸種の活動に制約を課してきました（図18-1参照）。

しかし、暴力団員等による巧妙な手口や暴力的手法による資金源確保のための活動等が後を絶たないことや、地域のレベルでも暴力団抗争や暴力団員等が関係する刑事事件で一般の住民が被害者になる場合もあり、安全・安心なまちづくりのために、さらなる暴力団排除の動きが高まってきました。

こうした状況の下で、平成22年4月1日、福岡県が先陣をきって暴力団排除条例を施行しました。^(注3) 地方公共団体が制定する暴力団排除条例は、暴対法とは異なり、暴力団員自身の行為のみではなく、暴力団に利するような行為を行う事業者の行為を規制するという特徴があります。

図18-1 暴対法第9条に定める具体的措置等

条項	具体的措置（禁止行為）	規制対象者	実効性確保の措置
第1号	公知でない事実等を公表しないことを対償として金品等の供与を要求する行為	指定暴力団員	<ul style="list-style-type: none"> ・中止命令等（第11条） ・罰則（第46条） 中止命令に違反した場合には、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
第2号	みだりに金品等の贈与を要求する行為		
第3号	下請等への参入を要求する行為		
第4号	みかじめ料を要求する行為		
第5号	用心棒料等を要求する行為		
第6号	高利債権等に係る債務の履行を求める行為		
第7号	粗野、乱暴な言動等を用いた債権等の取立の行為		
第8号	債務免除及び履行の猶予をみだりに要求する行為		
第9号	金銭貸付業者以外の者に貸付等をみだりに要求する行為		
第10号	不当に金融商品取引を要求する行為		
第11号	不当に株式の買取等を要求する行為		
第12号	不当に預金又は貯金の受け入れ等を要求する行為		
第13号	正当な権原で建物敷地を居住用又は事業の用に供している者に対して、その意思に反して明渡しを要求する行為		
第14号	土地への支配の誇示をやめることの対償として金品等の供与を要求する行為		
第15号	宅地建物取引業者に対し、不当に宅地、建物の媒介を要求する行為		
第16号	宅地建物取引業者以外の者に対し、宅地等の売買等をみだりに要求する行為		
第17号	建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為。		
第18号	不当に集会施設等の施設利用を要求する行為		
第19号	交通事故等の示談に介入し、損害賠償として、金品等の供与を要求する行為		
第20号	商品等の瑕疵、あるいは交通事故等による損害がないにもかかわらず、これらがあるなどとして、みだりに金品の供与を要求する行為		
第21号	行政庁に対し、自己又は自己の関係者がした許認可等に係る申請が、法令に定められた許認可の要件等に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、不利益処分の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求する行為		
第22号	行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が、法令に定められた許認可の要件等に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしていないことを要求し、不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分をするを要求する行為		
第23号	国等に対し、入札参加資格等がないにもかかわらず、自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求する行為		
第24号	国等に対し、入札参加資格等を有する者であるにもかかわらず、当該入札に参加させないことを要求する行為		
第25号	人に対して、入札に参加しないこと、又は一定の価格その他の条件をもって当該入札に係る申込みをするをみだりに要求する行為		
第26号	国等に対して、自己又は自己の関係者を契約の相手方とすることを要求し、又は、特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為		
第27号	国等に対し、当該国等が行う売買等の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の受け入れを求める指導、助言その他の行為をするをみだりに要求する行為		

暴力団排除条例の内容

2

(1) 都道府県暴力団排除条例

都道府県の暴力団排除条例における規制のメニューは多岐にわたり、個性のある条例も見受けられますが、おおむね主要なメニューについては共通しています。岡山県暴力団排除条例（以下「岡山県条例」といいます。）

図18-2 岡山県条例における具体的措置等

条文	具体的措置	規制対象者	実効性の確保の措置
第14条第1項	暴力団事務所の開設又は運営の禁止	開設又は運営しようとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懲役又は罰金（第25条） ・ 罰則規定（第26条）
第15条第1項	利益供与の禁止	事業者	
第15条第2項	利益供与の受領禁止	暴力団員等	
第16条	暴力団の威力利用等の禁止	事業者	
第18条第2項	暴力団事務所の用に供する不動産の譲渡等の禁止	不動産譲渡等をする者	
第19条第2項	暴力団事務所の用に供する不動産の譲渡等の代理等の禁止	代理人等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告（第21条） ・ 公表（第22条第1項）

を例にその内容を確認しましょう（図18-2参照）。

岡山県条例第1章（総則）は、目的（第1条）、定義（第2条）、基本理念（第3条）、県の責務（第4条）、市町村の役割（第5条）、県民等の役割（第6条）を定めています。第2章（基本的施策）は、県が暴力団排除に関する基本計画を定めること（第7条）、推進体制を整備すること（第8条）、県の公共工事から暴力団を排除するのに必要な措置を講ずること（第9条）、県の公の施設を暴力団に利用させない措置を講ずること（第10条）、暴力団から危害を受けることが予想される者の保護に必要な措置を講ずること（第11条）、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、暴力団排除の必要性についての啓発活動を行うこと（第12条）といった県の責務が規定されています。

第3章（青少年の暴力団からの保護）は、青少年が暴力団に加入したり、暴力団から被害を受けることを防止するための指導や教育活動が行われるように措置を講ずること（第13条）のほか、教育関連施設から200メートル以内における暴力団事務所の開設、運営の禁止について定めています（第14条）。第4章（暴力団員等に対する利益供与の禁止等）は、事業者が暴力団員等に利益供与をするこ

との禁止（第15条第1項）、暴力団員等が事業者から第15条第1項に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受けること等の禁止（第15条第2項）、事業者が暴力団の威力を利用すること等の禁止（第16条）、暴力団を利用する契約の締結をしないようにする努力義務（第17条）、不動産を暴力団事務所に用に供することを知らずしての譲渡等の禁止（第18条第2項）、当該譲渡等について、当該不動産が暴力団事務所に用に供されることを知って、その代理人となることの禁止（第19条第2項）など、県民、事業者の経済活動における禁止事項等を定めています。

第5章（義務違反者に対する措置）は、公安委員会が条例の規定に違反すると疑われる関係者に対し、説明又は資料提出を求めることができるとし（第20条）、第15条、第16条、第18条第2項、第19条第2項に違反する者などに対し、暴力団排除について勧告し（第21条）、説明又は資料提供に正当な理由なく応じなかった場合又は勧告した場合には、その内容を公表することができる（第22条第1項）としています。

第6章（雑測）は、県条例と市町村条例についての適用除外（第23条）、公安委員会への委任の根拠を定めている（第24条）。

第7章（罰則）は、第14条第1項に定める

暴力団事務所設置の禁止規定に反した者に対して1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを定め（第25条）、また、両罰規定も定めています（第26条）。

（2）市町村暴力団排除条例

市町村暴力団排除条例の多くは、暴力団排除の理念及び市民事業者の責務を中心的に定めており、制裁的措置の規定がありません。^(注1)

例えば、逗子市暴力団排除条例（以下「逗子市条例」といいます。）は、目的（第1条）、定義（第2条）、基本理念（第3条）、市の責務（第4条）を定め、職員や指定管理者に対する暴力団員等による不当要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備等について市が必要な措置を講ずるものとし（第6条）、暴力団関係者が市の実施する入札への制限その他必要な措置を講ずるものとし、（第7条）、給付金の給付に当たって暴力団を利さないように必要な措置を講ずるものとし（第8条）暴力団員等に公の施設の利用を行わせてはならないとし（第9条第1項）、暴力団の公共施設の利用拒否及び利用許可の取消しができることを定めています（第9条第2項）。さらに、市は、市民及び事業者の暴力団排除への支援を行い（第10条）、市が暴力団排除のための広報及び啓発活動を行い（第11条）、市が国及び他の地方公共団体と連

図18-3 逗子市条例における具体的措置等

条文	具体的措置	規制対象者	実効性の確保の措置
第9条	暴力団の利益となる場合における公共施設の利用排除	利用許可申請者等	使用拒否、使用許可の取消し等

携する（第12条）、と定めています。このように逗子市条例の内容は、暴力団排除の理念と市の責務が中心となっています。具体的措置を定める規定は、公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときに、利用の承認をせず、利用の承認を取り消すことができるとする、わずか1条のみです（図18-3参照）。

逗子市条例のように、市町村暴力団排除条例の多くが都道府県暴力団排除条例と共通の目的や理念を掲げてはいるものの、暴力団員や事業者の特定の行為等を禁止する条項はありません。当該地方公共団体の契約事務や公共施設の利用など、当該市町村の固有事務に関して暴力団排除のための施策を定めるものが多数です。^(注2) 都道府県暴力団排除条例と同一事項を規律対象として競合関係に立つ市町村暴力団排除条例は多くはないのですが、この後で解説する岡山市の暴力団排除条例のように、市町村暴力団排除条例の中には、

都道府県暴力団排除条例と同一事項を規律対象とし、競合関係に立つものがあります。両条例が競合関係にある場合、両条例の間に抵触関係が生じていないかどうか、抵触関係が生じている場合、いずれの条例が適用されるのかという問題があります。なお、抵触関係とは、競合関係にある都道府県条例と市町村条例において、一方の条例を適用、執行することが、他方の条例と矛盾し、又は趣旨を損なう排他的関係にあることをいいます。^(注3)

③

抵触関係が生じた場合の適用関係

都道府県暴力団排除条例及び市町村暴力団排除条例は、その形式的効力においては等しく、適用関係において優劣はありません。したがって、競合関係にあっても、両条例は、原則、当該市町村の区域内においては、共に適用され、執行されるのが原則です。

しかし、都道府県暴力団排除条例と市町村暴力団排除条例との間で抵触関係が生じた場合、一方の条例を適用、執行することは、他方の条例と矛盾するということとなります。このように抵触関係が生じている場合には、地方自治法第2条第16項・第17項により、都

道府県暴力団排除条例の規定が市町村暴力団排除条例の規定に優先して適用されます。

都道府県暴力団排除条例と市町村暴力団排除条例との間に抵触関係が生じているかどうかを判断するためには、都道府県暴力団排除条例が市町村暴力団排除条例に対し、どのようなスタンスをとっているのかを解釈等により確認しなければなりません。^(注5)

都道府県暴力団排除条例に、スタンスについての解釈規定があれば、それに従うのは当然です。しかし、そうした解釈規定がない場合には、そのスタンスを解釈により明らかにする必要があります。

考えるるスタンスは、最小限規制、最大限規制及び標準規制です。まず、「最小限規制」についてです。「最小限規制」とは、都道府県暴力団排除条例が当該都道府県の区域全部に適用される最小限度の規制を定め、都道府県の区域における最低限の規制を確保するためのスタンスです。市町村暴力団排除条例により、同一地域、同一目的で、同一行為に対し、新たに刑罰を設け、若しくは、より重い刑罰を定め、又は新たな制裁措置を設けるなどの実効性確保の手段において上乗せをすることを許容するスタンスです。

次に「最大限規制」とは、都道府県暴力団排除条例が当該都道府県の区域全部に適用さ

れる最大限度の規制であって市町村暴力団排除条例が同一地域、同一目的で、同一行為に対し、新たに刑罰を設け、若しくは、より重い刑罰を定め、又は新たな制裁措置を設けるなど実効性確保の手段において上乗せをすること許容しないスタンスです。都道府県の区域における事務の統一的又は平等的に事務処理をする必要がある場合のスタンスといえるでしょう。

最後に、「標準規制」とは、都道府県暴力団排除条例は当該都道府県の区域全部に適用される標準規制として定めたものであって、市町村暴力団排除条例が同一地域、同一目的で、同一行為に対し新たに刑罰を設け、若しくは、より重い刑罰を定め、又は、新たな制裁措置を設けるなど実効性確保の手段において上乗せをすることを許容し、さらには、都道府県暴力団排除条例の規制内容を緩和することも許容する最も柔軟なスタンスで、もつとも、市町村の政策を優先するものといえるでしょう。

都道府県の区域全部に適用される暴力団排除規制は、都市部から農村部まで、あるいは、都市中心部から都市周辺部まで、というように立法事実の濃淡のある区域全部に適用されるという性格からして、また、市町村が基礎的自治体であり、都道府県は基礎的自治体で

ある市町村の事務執行を補助し、ミニマムサービス提供の役目を担うとする市町村優先の原則（地方自治法第2条第3項）からしても、最小限規制と解される場合が多いといえるでしょう。^(注6)

都道府県暴力団排除条例が最小限規制であれば、市町村暴力団排除条例で、同一規律対象事項に対し、都道府県暴力団排除条例よりも重い刑罰を定めるなどしても、条例間に抵触関係は生じないこととなります。また、都道府県条例で違反事実に対する公表が定められていても、市町村条例で同一違反行為に対する刑罰を定めることも可能です。これらの場合には、いずれの条例の規定も適用されます。ただし、両条例に罰則が定められていて、両条例の構成要件事実を共に充足する犯罪行為があった場合には、刑法理論によって、都道府県暴力団排除条例に対して特別法的性格を有する市町村暴力団排除条例の刑罰のみが成立すると考えられます。

ところで、広島県暴力団排除条例は、都道府県条例で唯一、市町村条例に対するスタンスについての明確な解釈規定を持っている条例です。同条例第25条は、「この条例の規定は、市町が、地域の実情の応じて暴力団の排除を推進するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない」（同条第1項）。「前

項の規定にかかわらず、市町は、条例で前条による暴力団事務所の開設又は運営に係る規制を緩和することができない（同条第2項）としています。このように広島県の条例では、原則、標準規制であるとしながら、一部の規制（組事務所の開設、運営）については、最小限規制のスタンスをとることを明確にしています。

次に都道府県暴力団排除条例と市町村暴力団排除条例の競合例を取り上げ、抵触関係の有無等について検討しましょう。

4

都道府県暴力団排除条例と市町村暴力団排除条例の競合例

（1）勝央町条例と岡山県条例の競合

勝央町暴力団排除条例（以下「勝央町条例」といいます。図18-4参照。）は、町の施設の利用が暴力団を利用すると認められる場合には、別に条例で定めるところにより利用拒否、許可の取消しができるとし（第7条）、町民及び事業者（以下「住民等」という。）は暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与

図18-4 勝央町条例における具体的措置等

条文	具体的措置	規制対象者	実効性の確保の措置
第7条	暴力団を利用することとなる認められる場合の公共施設の利用からの排除	利用者、利用許可申請者、利用許可を受けた者	利用の拒否あるいは使用許可の取消し等 *ただし、条例で定めることが必要
第9条	暴力団員等への利益供与の禁止	町民及び事業者	・勧告（第12条）
第10条	暴力団員等の威力利用等の禁止	町民及び事業者	・公表（第13条）

してはならないとし（第9条）、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない（第10条）、としていきます。そして、第9条、第10条の規定に違反した疑いがあると認められる者に対し、当該違反が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは

勧告し（第12条）、正当な理由なく、勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができ（第13条）。

岡山県条例は、事業者が、その行う事業に

する目的で、暴力団員等及び暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益を供与することを禁止し（第15条第1項）、暴力団員等が事業者から第15条第1項に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受けること等を禁止し（第15条第2項）、事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならず（第16条第1項）、その他、事業に

関し、暴力団の威力を利用してはならない（第16条第2項）、としています。そして、これらの規定に違反した場合には、公安委員会が暴力団の排除について、必要な勧告をすることができ（第21条）、勧告をした場合には、その旨及び勧告内容を公表することができ（第22条第1項）。

このように岡山県条例第15条第1項と勝央町条例第9条、岡山県条例第16条第2項と勝央町条例第10条は、同一地域、同一目的、ほぼ同一の行為を規律対象とする競合関係にあり、当該規定の違反に対する実効性の確保の措置は共に公表となっています。

勝央町における両条例の適用関係については、①岡山県条例のみが適用される、②勝央町条例のみが適用される、③両条例がともに適用される、という三つの場合が考えられます。

岡山県条例は最小限規制と解されているので、岡山県条例に加えて、勝央町条例でさらに、勧告↓公表という実効性確保の手段を重複して定めても、岡山県条例と勝央町条例との間に抵触関係は生じません。ただし、一つの違反行為に対して、それぞれの地方公共団体が制裁的公表をすることに合理性があるかどうかは、政策的に議論の余地があるといえるでしょう。

こうした二重の制裁的公表を回避しようとするれば、岡山県条例第23条の規定により、当該競合関係にある規制（暴力団に対する財産上の利益供与及び暴力団威力利用の禁止）について、勝央町を適用除外区域とすることも可能です。

しかし、岡山県公安委員会は、勝央町を当該規制に関し、適用除外区域とする手続はしていません。その理由は明らかではありませんが、現実の違反に対する制裁的公表の権限を、勝央町が適切に行使するかどうかに関し、不安があるからではないでしょうか。

(2) 岡山市条例と岡山県条例の競合

岡山市の暴力団排除政策については、同市の暴力団についての基本方針を定める岡山市暴力団排除基本条例が制定され、同基本条例を受けて岡山市暴力団威力利用等禁止条例(図18-5参照)、岡山市公共施設における暴

力団排除に関する条例(図18-6参照)が制定されています。このうち岡山県条例の競合関係が問題になるのは、岡山市暴力団威力利用等禁止条例(以下「岡山市条例」という)です。

岡山市条例は、特定接客業者は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に關し、暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けてはならないとし(第3条)、暴力団員は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に關し、用心棒の役務の提供をしてはならないとし(第4条)、特定接客業者は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に關し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として金品その他の財産上の利益を供与し、又はその営業を営むことを容認することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないとし(第5条)、暴力団員は、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に關し、特定接客業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務を提供することの対償として金品その他の財産上の利益の供与を受け、又はその営業を営むことを容認することの対償として金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない(第6条)、としています。

図18-5 岡山市条例における具体的措置等

条文	具体的措置	規制対象者	実効性の確保
第3条	用心棒の役務の提供を受けることを禁止	特定接客業者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 両罰規定(第10条)あり
第4条	用心棒の役務を提供することを禁止	暴力団員	
第5条	財産上の利益供与の禁止	特定接客業者	
第6条	財産上の利益供与を受けることを禁止	暴力団員等	

岡山市条例第3条から第6条までの規定の実効性確保に当たっては、①相手方が暴力団員であることの情を知って第3条の規定に違反して、用心棒の役務の提供を受けた特定接客業者(第9条第1号)、②第4条の規定に違反して、暴力団排除強化地域における特定

図18-6 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例における具体的措置等

条文	具体的措置	規制対象者	実効性の確保
第3条	暴力団の利益になる場合の公共施設の利用排除	使用許可申請者等	使用不許可、使用許可の取消し、あるいは使用停止

共管事務に関する条例立案について

接客業の営業に關し、用心棒の役務の提供をした暴力団員（第9条第2号）、③相手方が暴力団員であることの情を知って第5条の規定に違反して、金品その他の財産上の利益を供与した特定接客業者（第9条第3号）、④第6条の規定に違反して、暴力団排除強化地域における特定接客業の営業に關し、金品その他の財産上の利益の供与を受けた暴力団員（第9条第4号）、について、いずれも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を定めています。

右のように、岡山市条例第3条は、暴力団の排除を特に強力に推進する地域である暴力団排除強化地域において、風俗営業などの特定接客事業者が、暴力団員から用心棒の役務の提供を受けてはならないと規定しています。そして、相手方が暴力団員であること的情を知って同条の規定に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなります（第9条第1号）。

他方、岡山県条例第16条第1項は、事業者が、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならないと規定しています。この規定の実効性確保の手段として、勧告（第21条）、公表（第22条第1項）が定められています。

岡山県条例第3条及び岡山県条例第16条第1項の要件を共に満たす場合、両条例は、競合関係にあることとなります。その適用関係については、①岡山市条例の規定のみが適用される、②岡山県条例の規定のみが適用される、③両条例がともに適用される、という三つの場合が考えられます。

岡山県条例は、これまでに説明したように、最小限規制と解されているので、岡山市条例で、岡山県条例よりも厳しい、あるいは、新たな実効性確保の手段を定めても、抵触関係は生じません。したがって、岡山県条例第16条第1項と岡山市条例第3条との間に抵触関係は生じておらず、両条例は、相互に独立して適用され、執行されることとなります。

例えば、岡山市の暴力団排除強化地域において、特定接客事業を営む者が、相手方が暴力団員であること的情を知って、その営業等に關し、暴力団から用心棒の役務の提供を受けた場合には、岡山市条例第9条1号を根拠に刑罰に処せられます。さらに、岡山県条例第16条第1項違反として、同条例第21条、第22条第1項の規定により、岡山県公安委員会は、勧告及び公表を行うことができます。

暴力団排除事務に限らず、都道府県と市町村において、競合する可能性のある政策に於いては、双方が事前に十分な検討するための機会を持つべきでしょう。^(注1) こうした姿勢がなければ、昨今の都道府県と市町村における二重行政や政策の齟齬、非効率に対する批判は増すばかりです。とはいえ、現実には、特定の政策分野を除くと、両者が共に地域の経営主体としての高い独立性を有していることや首長の政治的思惑などもあり、対応は容易ではない場合も少なくありません。

注

(1) 両条例が競合する場合の適用を論じるものとして、宇那木正寛「暴力団排除事務をめぐる都道府県条例と市町村条例の関係 抵触関係の発見とその調整方法（1）（2）」自治研究 88巻1号（2012）78-90頁、88巻2号（2012）87-107頁がある。

(2) 同法は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第54号）により、特定抗争指定暴力

団の指定、特定危険指定暴力団等の指定の制度を設けるとともに、適格都道府県センターによる暴力団事務所使用差止請求制度の導入、禁止される暴力的要求行為の類型の追加、国及び公共団体の入札等に係る暴力的要求行為の類型の追加がなされている。改正概要については、青田智子「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正について」

捜査研究739号(2012)219頁、阿久津正好「平成20年及び24年の暴力団対策法改正の背景及び概要と今後の法制上の課題」篠崎芳明ほか『実践！社会VS暴力団！暴対法20年の軌跡』(金融財政事情研究会、2013)6371頁参照

(3) 福岡県暴力団排除条例の適用事例については、尾上芳信「福岡県暴力団排除条例の改正等について」捜査研究730号(2012)519頁を参照

(4) 都道府県警察本部のシナリオでは、都道府県暴力団排除条例で罰則、公表といった制裁措置を盛り込み、市町村条例では暴力団排除についての理念を中心に規定することが想定されていたようである。たとえば、岡山県警察本部は、暴力団排除の理念を中心に定めた市町村モデル条例案を岡山市長会及び岡山県町村会を通じ、県下の市町村に提示している。

(5) 公の施設の管理など市町村が都道府県から独立した統治団体として、当該統治権に基づ

き独立の事務として処理すべきものであり、都道府県暴力団排除条例での規制対象とはならない。

(6) 宇那木正寛「都道府県条例と市町村条例①」自治体法務研究42号(2015)103頁

(7) 宇那木・前掲注(6)104頁以下

(8) 警視庁の担当者による論稿においても、「区市町村レベルの条例の内容については、…暴力団情勢がより深刻な地区を指定して踏み込んだ規制等を設けるなど、地域の実情を踏まえたきめ細かな規定作りが望まれる」とし、

東京都暴力団排除条例が、地域の事情に応じて区市町村による上乗せ規制を認める最小限度規制であると解している。飯利雄彦「東京都暴力団排除条例の制定について」警察学論集64巻第5号(2011)42頁。

(9) 岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課は、岡山市の照会に対し、「岡山県暴力団排除条例が、最小限規制である旨の回答を文書を行っている。

(10) 岡山市条例のように都道府県条例の内容と競合して罰則を定める条例は希少である。このような希少な例としては、松山市暴力団排除条例第12条第2項から第4項まで(罰則は、第17条第1号及び第2号)の規定がある。

(11) 暴力団排除を徹底することにより、市民にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第3に掲げる岡山市の地域をいう(岡山市条例第2条第3号)

(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(同条第7項第2号、第8項及び第10項に該当する営業を除く)、同条第11項に規定する接客業務受託営業、同条第3号に規定する酒類提供飲食店営業その他岡山市規則で定める営業をいう(岡山市条例第2条第5号)。

(13) 特定接客業を営む者である(岡山市条例第2条第6号)。

(14) 北村喜宣「自治体環境アセスメント制度における都道府県と市町村(上)」ジュリスト1150号(1999)99頁以下は、環境アセスメント条例に関し、都道府県条例の対象には問題ないとしながらも、環境アセスメントの制度を動かすためには、専門家等の確保を含めそれなりの行政リソースが必要であり、市町村がそうした体制を十分に整備できるかどうかについて疑問を呈する。その上で、「市町村は、県のミニ版アセス」ではなく、別の機能をもった制度をつくるなどして対等のパートナーとして市町村の独自の機能を重視した内容にする必要がある」とする。